

---

プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 509 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）で議論された事務局によるコメント対応案について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局によるコメント対応案について聞かれた意見

### 預託電子決済手段に係る取扱いについて

2. 項目9)に記載されたコメント対応案について、預託電子決済手段とその他の資産では法律上の権利の移転に係る状況が異なっていることを理由として記載している。当該記載からは、預託又は信託された資産の取扱いについて、法律上、財産権が移転しているかにより区別をしているようにも読み取れるため、当該記載が、法律上の財産権の移転以外を意図している場合には、その点を説明したほうがよいと考える。

### 貸借対照表上の表示について

3. 項目21)への対応案について、我が国の会計基準では、現金及び預金の範囲を定めていないということが、電子決済手段が貸借対照表上の現金及び預金に含まれるかを基準に定めない理由として十分かについて疑問があるため、電子決済手段が現金及び預金に含まれるか否かを明確化した方がよいと考える。また、キャッシュ・フロー計算書上における現金及び現金同等物の残高と貸借対照表上における科目別残高との関係について調整が必要な場合には、その調整を注記するとの記載について、趣旨が曖昧であるため記載について検討いただきたい。

以 上